

# 第5 1回議会運営委員会記録

令和5年6月23日

【開催日】 令和5年6月23日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後1時35分

【出席委員】

委員長	大井淳一郎	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	笹木慶之
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 議事日程の変更について
- 2 本会議、委員会等休憩中における傍聴人の発言等について
- 3 その他

---

午後1時 開会

---

大井淳一郎委員長 ただいまより、第51回議会運営委員会を開会いたします。

お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。まず1点目、議事日程の変更についてです。こちらについて説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係主任 それでは、付議事項1、議事日程案の変更について御説明いたします。これは、令和4年9月12日付けで設置されてお

りました、矢田松夫議員に対する政治倫理審査会につきまして、審査が  
終結しましたので、6月27日の議事日程中、「付託案件に対する委員  
長報告、質疑、討論及び採決」の前に、「諸般の報告（事務報告）」を  
加えるものです。

大井淳一郎委員長 ただいま説明ございました議事日程の変更についてですが、  
これは事務局長から報告ということよろしいでしょうか。

河口議会事務局長 私から報告させていただきます。

大井淳一郎委員長 そのほか皆さん、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あ  
り）付議事項2点目、本会議、委員会等休会中における傍聴人の発言等  
についてです。これは、前回の議会運営委員会の中で、議長から協議し  
てほしいというところで保留になっていたところがございます。閉会中  
も委員会等がございますので、そちらに傍聴人がいらっしゃることも考  
えられますので、方向性を出しておきたいと思っております。こちらに  
ついて皆様の御意見をお伺いし、調整ができるのであれば、結論を出し  
たいと思っております。いかがいたしましょうか。

笹木慶之委員 これは、本会議、委員会等の休憩中ということですから、本会  
議では開会中の議長の権限が及ばない。それから委員会については、委  
員長の権限が及ばない。そして、「等」と書いてありますから、それ以  
外のことということもあるでしょう。ということは、委員会の会場、そ  
れから、議場においては、取り締まるすべがないということになろうと  
思います。ただそのときに、区別の問題でどこがどうなるかということ  
は別として、もう1点取り締まる方法があるというのは庁舎管理権の問題  
があるんですよね。ただ、それらを押しなべて考えたときに、いずれ  
も具体的に対応できない状態が継続すると考えられます。ただ奇声を発  
するような、極度に激しいものについてはそれなりの対応でいこうと思  
いますが、一般的にはこれは規制できないという部分で、あとはそれぞ

れが良識を持った対応をしてほしいというところを願うばかりです。私たちはそのような見解になっております。

伊場勇委員 笹木委員のおっしゃることに賛同するんですけども、例えば、休憩中に奇声を発するとか、どなるとか、物すごく威圧的なことをされるとかという場合は、庁舎管理規則にのっとって対応するという事なんですよね。

岡田議会事務局議事係主任 今、伊場委員がおっしゃいましたとおり、休憩中に、身体的なものや言葉などとか威力が伴うものに発展しましたときは、やはり庁舎管理規則に基づいて、例えば、市役所の窓口等でも、そういった威力の行使があれば、それなりの対応をさせていただいておりますので、それに準じた対応になると考えております。

大井淳一郎委員長 方向性といったしましては本会議、委員会の休憩中における傍聴人の発言については、縛りはかけないというところでまとまっているかと思えます。伊場委員、笹木委員も言われておりましたが、極端な奇声を上げるとか、力の行使に至るような場合には、それは庁舎管理規則第6条に禁止行為等があったと思えます。そういったことで対応できるということ考えられますので、特にこの休憩中の傍聴人発言については、特に規制はしないということで、まとめたいと思えます。皆さんよろしいでしょうか。（発言する者あり）では、そのようにさせていただきます。事務局のほうで少し補足していただければと思えます。

岡田議会事務局議事係主任 それでは、先ほどのものに少しだけ補足をさせていただきます。こちらは以前の議会運営委員会におきまして中村次長が申したことなのですが、今、皆様がおっしゃったように、休憩中に、委員長や議長の権限で規制ができない。その反面、傍聴規則、傍聴規程委員会傍聴規程等にありますが、傍聴人の守るべき事項につきましては、傍聴人は、休憩中も通して、傍聴席にいらっしゃる間は守っていただく事

項になります。その中に、一つ具体例を挙げますと、静粛にさせていただくこと等がございますので、規制はできないものの、傍聴人にはこの守るべき事項は守っていただくということを補足させていただきます。

大井淳一郎委員長　それが先ほど笹木委員が言われた、「良識に従って」ということになろうかと思えます。やはり傍聴人側も一定のルールに従っていただく中で、こちらはこちらで会議を進めていくということで、協力関係が必要かと思えます。（発言する者あり）もう一度お願いします。

岡田議会事務局議事係主任　もう一度申し上げます。休憩中の傍聴人の発言等につきましては、議長や委員長と会議の長の退場権や制止する権限こちらは及ばないというのは皆様の議論のとおりでございます。その一方で傍聴規則、傍聴規程に規定されております傍聴人の守るべき事項につきましては、会議の開会から閉会に至るまで休憩中も含めて、傍聴人の皆様に守っていただく事項になっております。ですので、傍聴人の方には、具体例を一つ申し上げますと、会議から閉会まで休憩中も含めて、静粛にさせていただくことにはなっておりますので、その点を申し添えます。

高松秀樹議長　今の事務局の見解からすると、休憩中も、いわゆる傍聴人であるという位置づけでよろしいんですか。

岡田議会事務局議事係主任　そのように考えております。こちらの見解が、議会運営の実際の記述を参考にさせていただいております。ここの部分を読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

大井淳一郎委員長　お願いします。

岡田議会事務局議事係主任　では、途中から読み上げさせていただきます。まず、「この傍聴規則といいますのは、地方自治法第130条の規定に基づくものですから、議長は、制止権や退場権などをやはり休憩中に行使

することができません」。ここからになるんですが、「しかしながら、傍聴人の守るべき事項については、傍聴席にあるときは、守らなければならない事項を具体的に列記したものですから、傍聴人は、1、休憩中、2、傍聴席に着席してから開会宣告まで、3、閉会宣告から退場まで、これらの規定に反することはできません」となっております。

高松秀樹議長　ということは、傍聴人は休憩中であろうとも、言葉を発することができないということになる。

岡田議会事務局議事係主任　はい、そのように考えております。

高松秀樹議長　恐らく傍聴人の定義の話にもなってくるんですが、例えば、この委員会室に、もともと入っていた傍聴人以外に、休憩中に市民が入ってきた場合、これはどのように取り扱うんですか。

岡田議会事務局議事係主任　休憩中であっても、傍聴席に市民が入ってきた場合に関しては、傍聴人として傍聴人の守るべき事項を守っていただくようになるかと考えております。

高松秀樹議長　傍聴席というのは、いわゆるその椅子に座っている状況での話ですか。それとも傍聴席とは、どこの範囲を傍聴席と規定したらいいんです。

岡田議会事務局議事係主任　傍聴席でございますので、実際に席に着いているその席の範囲と考えております。

高松秀樹議長　ということは、つまり傍聴席を立って、違う場所で発言する場合は許可されるという意味ですか。

岡田議会事務局議事係主任　場所の問題といたしましては、例えば、議事堂が

どこまでかという問題にもなってくると思います。例えば、別のフロアや通路におきましても、発言が規制ができるものではないと考えております。傍聴席以外の場所においては、規制できるものではないと考えております。

高松秀樹議長 本会議場の傍聴席は、上にあるのは全て傍聴席という位置づけで分かりやすいんですが、この委員会室の場合は、どこをもって傍聴席と指定されているんですか。

中村議会事務局次長 多分、委員会室は明確になっていないと思います。席は今、御覧のように、一般席と報道席で三つずつあります。そこは議会運営委員会で決めるべきというようものが文献上は見当たっておりますので、明確にするのであれば、議会運営委員会できちんと協議して決めるべきものと思います。

大井淳一郎委員長 どうされますか。

高松秀樹議長 岡田主任の話は、傍聴者は傍聴規程によって休憩中も規制を受けるという話ですよね。そうしたら議員は、委員会中は、勝手に発言できませんね。規制を受けていますね。休憩中も、議員は同じように規制を受けるという考え方ですか。

岡田議会事務局議事係主任 私が先ほど申し上げましたものは、傍聴人の守るべき事項ですので、会議に出席されている議員はその中に入っていないと考えております。

大井淳一郎委員長 出席議員じゃなくて、傍聴議員はどうですか。

岡田議会事務局議事係主任 傍聴議員は、傍聴人ということには変わりないと考えますので、同じく傍聴人の守るべき事項に従っていただくものと考え

えております。

高松秀樹議長 今の岡田主任の発言は、先ほどまでの議会運営委員会の中での発言とは、明らかに違う発言だと思います。議会運営委員会の中では規制をかけられるものではないという発言だったんですが、それでまとまっている方向だったんですが、今の事務局の発言は、規制はかけられると聞き取れたんですけど、間違いですか。

中村議会事務局次長 今お手元に便覧がある方は傍聴規則を御覧ください。読み上げますね。先ほどから議論になっているのは傍聴人の守るべき事項です。この規則第10条には違反に対する措置がありまして、ここは省略しますが、「傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。」という文言があります。これとは別に、この規則の中に傍聴人の守るべき事項があって、静粛にすることという項目があります。静粛にしない場合には、この第10条の措置によって、制止するとか、命令に従わないときは退場させることができるという文言になっています。なので、この静粛にすることというものを、傍聴とは本来、議会を傍聴しているんだから、会議中でないと傍聴ではないのではないかという論で、いくらかいかないかというところで多少確かに見解が違うような気がしますので、もう一度改めさせてもらってもよろしいですか。

大井淳一郎委員長 どういうことですか。傍聴人の範囲をこちらで議論しろということですか。

中村議会事務局次長 もう一度言います。第10条には、規則に違反するときは制止し、従わないときは退場させることができるとなっています。第7条は傍聴人の守るべき事項で、静粛にすることというのがあります。これは前回私が説明したと思うんですけど覚えてらっしゃいますか。そこも言ったほうがいいですか。（「覚えている」と呼ぶ者あり）なので、



この静粛にすることが、会議の中だけという限定になるのか、そうしないのかと考えると、会議以外のときにもこの第10条では措置ができてしまうということになるんです。会議以外も静かにしてくださいとなれば、規則に違反しているとなるんで、そこをおさらいさせていただいてもよろしいですかということです。

大井淳一郎委員長 それはお願いします。おさらいするというのはどういうことですか。

中村議会事務局次長 改めて事務局でもう一度見解を調べてもよろしいですかということですか。

大井淳一郎委員長 そうですね、暫時休憩しましょう。

---

午後 1 時 1 5 分 休憩

---

---

午後 1 時 3 2 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。先ほど傍聴規則第10条（後刻「傍聴規則第10条及び傍聴規程第9条」に訂正）について調べていただいたと思いますが、こちらについて見解をお願いしたいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 では申し上げます。傍聴人におかれましては、休憩中にも、傍聴規則第7条及び委員会傍聴規程の第6条が及ぶため、傍聴人の守るべき事項は守っていただく必要がございます。ただ、その一方で、休憩中には、傍聴規則では第10条及び傍聴規程第9条にございます違反に対する措置、つまり、会議の長による発言の制止や命令に従わないときの退場につきましては及ばないということを確認させていただきました。

大井淳一郎委員長 先ほど私は第10条といいましたが、第10条及び傍聴規程第9条に訂正させていただきます。今事務局のほうで示されましたが、皆さん何かほかにありますか。

伊場勇委員 事務局の説明は分かりました。先ほど、笹木委員が言われた取扱いについて、今、傍聴人として捉えたときの守るべき事項も事務局はおっしゃいましたが、本議会の休憩中の発言については、何か決まりをつくるなどはせずに、良識の範囲内で守っていただくべきことを守っていただくことが望ましいんです。特に規定をつくるなどは、今は必要ないんではないかと思います。

大井淳一郎委員長 ではそのようにまとめさせていただきます。それでは、この件はよろしいですか。その他ですが、皆さんよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）議長もよろしいですか。（うなづく者あり）副議長よろしいですね。（うなづく者あり）今後ですけれども、宿題が幾つかありますので閉会中にやっていかなければいけないと思っております。まず陳情書が出ております。この同一案件で政治倫理審査会が今立ち上がっておりますけれども、皆さん御承知のように、議会運営委員会と政治倫理審査会は役割と権能が違いますので、私たちの議会運営会でできることはやっていきたいと思っております。具体的なルールづくりとかそういったことだったと思います。そういったものを私たちは、しっかりやっていくことを確認したいと思っております。それから議長から先般からありました、申合せ事項の見直し等も諮問されておりますので、そちらにも取りかかりたいと思っております。また閉会中も集まっていただくこととなりますが、皆さん御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして第51回議会運営委員会を閉じます。皆さんお疲れさまでした。

---

午後 1 時 3 5 分 散会

---

令和 5 年（2023 年） 6 月 2 3 日

議会運営委員長 大 井 淳一郎